

都市高速道路外郭環状線に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成18年12月20日

提出者

22番 金子 武

4番 小林 清章

1番 やすえ 清治

7番 梶 雅子

10番 近藤 和義

16番 大野 まさき

19番 川名 ゆうじ

27番 寺山 光一郎

30番 水野 学

武蔵野市議会議長 山下 倫一 殿

## 都市高速道路外郭環状線に関する意見書

国と東京都は平成 18 年 6 月、都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業について、首都圏の交通渋滞や環境改善、経済効果、都市再生に大きな役割を果たすことから、沿線地域を初め首都圏全体として必要性が高いと判断し、都市計画変更及び環境影響評価の手続を進めている。

昭和 41 年に都市計画決定された東京外かく環状道路計画について、本市議会では、地域分断や環境悪化など、住民の生活環境に重大な影響を及ぼすとして本道路計画に対し、昭和 42 年に全会一致で「外環道路反対特別委員会」を設置し当時の計画に反対を継続してきた。

このたび示された、従来の高架構造方式を大深度地下方式に変更する案は、良好な住環境を守ろうとする周辺住民や行政、議会を中心とした、長年の反対運動の成果であると理解するが、計画の実施に当たっては、地盤や地下水への影響、また災害や事故発生時への対応、工事期の残土搬出や地下水の排水による周辺への環境影響など、現時点ではいまだ検討を要する課題も多い。

また、本来外環計画は都市計画の上では、外環ノ 2（地上部街路）と一体となった計画であると認識しており、本線を大深度地下方式に変更すれば、外環ノ 2 は廃止されるものと思うのが沿線住民の一般的な考えであるにもかかわらず、その方向性についてはいまだ不透明な要素が多く、地域住民の不安が払拭されていない状況にある。武蔵野市議会としても本線の計画変更のみをもって都市計画を決定することに対しては、大きな懸念を抱くものである。

よって武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持や沿線住民の安全を確保するため、下記事項を国及び東京都に要望する。

### 記

1. 今後、外環計画について、国及び東京都は具体的な対策や正確な情報の公開と丁寧な説明を通じ、住民の不安や懸念の払拭に努めること。
2. 外環ノ 2 の検討については全面廃止案を加え、地元住民・自治体との協議・対話を重視し、その解決に努めること。なお、早急に今後の検討の方向性及びスケジュール等を明確に示さない限り、外環本線の事業着手は容認できるものではない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 1 2 月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

内閣総理大臣  
環境大臣  
国土交通大臣  
東京都知事

あて